

会計年度任用職員（中国残留邦人等ケースワーク業務）を募集します

職種	中国残留邦人等ケースワーク業務
応募資格	社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格を有する人。また、普通自動車免許（AT限定可）を有し、パソコンの基本操作（ワード、エクセル）ができる人。 中国語について日常会話レベルの語学力を有している人。
職務内容	中国残留邦人等の被支援者との面接・相談（家庭訪問を含む）、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう支援給付制度による援助、およびそれらに付随する事務処理に係る業務
報酬等	報酬：月額204,500円～208,500円（本市会計年度任用職員としての職務経験による） 期末・勤勉手当：一定の条件を満たした場合、年2回（6月及び12月）支給 交通費：別途支給（月額上限150,000円） （注意）上記の金額は、条例等の改正に伴って変更する場合があります。
加入保険等	共済組合短期給付適用、厚生年金保険、雇用保険加入、公務災害補償制度適用
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（翌年度、再度の任用の可能性あり） （注意）採用後、1か月間は条件付採用期間となります。
勤務時間等	勤務時間：原則として午前9時00分～午後4時00分（6時間勤務） 休憩時間：正午～午後1時（60分間） 所定労働時間を超える労働の有無：原則ありません 勤務しない日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始 休暇等：勤務条件に基づき、年次休暇等が適用となります
勤務地	宇都宮市役所本庁舎1階 生活福祉第1課
採用人数	1名
試験方法等	試験方法：競争試験（書類審査、面接） 試験日時：令和8年2月27日（金曜日） （面接試験時間の詳細については、受験者本人あてに別途通知します。） 試験会場：宇都宮市役所本庁舎内
申込	提出書類：顔写真を貼り付けた「会計年度任用職員 採用試験申込書」 （注意）既に他の事業所で就労しており、かつ、本市で採用されても他の事業所で就労を継続する意向の場合には、申込時に「就労証明書」を添付してください。 提出方法：直接持参又は郵送 申込締切日：令和8年2月13日（金曜日）必着 （注意）応募が一定数に達した場合には、締め切らせていただく場合があります。 申込先：〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市保健福祉部 生活福祉第1課 管理グループ 電話番号 028-632-2373
その他	・会計年度任用職員は、一般職として地方公務員法の各規定（守秘義務、職務専念義務、人事評価、懲戒処分等）が原則適用となります。 ・予算の議決等の理由により、募集する職が設置されない場合や職が廃止された場合等は、任用されないことがあります。 ・提出書類は、返却いたしませんのでご了承ください。